

三木市自主防災組織資機材等整備補助金

自主防災組織が購入、整備される防災資機材・備蓄物資・保管庫について、要した経費の一部を助成します。

円滑な自主防災活動を実施するため、ぜひ補助金の活用をご検討ください。

補助対象物品一覧表

★資機材

※消火栓ボックスについては消防本部総務課まで

区分	品目
初期消火用資機材	可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、大型・小型消火器、消火器格納庫、スタンドパイプ、組立型水槽、ホースボックス、バケツ、土のう、その他初期消火活動に必要な資機材
救助用資機材	携帯用無線通信機(トランシーバー)、ハンドマイク、発電機、投光機、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウインチ、チェンブロックジャッキ、担架、梯子、油圧式救助器具、除雪機、バール、斧、つるはし、鍬、ペンチ、鉄線ばさみ、丸太、のこぎり、掛矢、スコップ、もっこ、石み、なた、ハンマー、強力ライト、救命ロープ、その他救助活動に必要な資機材
救護用資機材	標旗・腕章、防水シート、揚水機、簡易ベッド、簡易トイレ、炊飯装置、リヤカー、防災井戸、一輪車、救急医療セット、毛布、その他救護活動に必要な資機材
給食給水用資機材	釜、鍋、カセットコンロ、1トン受水槽、ろ水器、ポリ容器、その他給食給水活動に必要な資機材
訓練用資機材	ビデオ装置、映写装置、人命救助訓練用人形、訓練用消火器具、その他訓練等に必要な資機材
その他の資機材	テント・天幕、ビニールシート、ヘルメット、長靴、合羽、その他市長が特に必要と認める資機材

★備蓄物資

食料	アルファ化米、クッキー、ビスケット等(賞味期限が5年以上のものに限る。)
飲料水	ペットボトル又はアルミ缶の容器に入った飲料水(賞味期限が5年以上のものに限る。)
日用品	歯ブラシ、紙おむつ、生理用品、消毒液、マスク等

★保管庫…資機材又は備蓄物資を保管するための施設

★補助率 ・上記の整備・購入に要する経費の2/3を助成します

(上限 10 万円 ただし保管庫整備の場合は上限 50 万円)

・複数の自主防災組織が共同で整備・購入される場合も、要する経費の2/3を助成します
(上限 20 万円 ただし保管庫整備の場合は上限 100 万円)

※補助金の額に千円未満の端数が生じたときは切り捨てになります。



申請書など手続きに必要な書類は、三木市役所 4F 危機管理課にあります。また、市のホームページにも掲載しておりますので、そちらからダウンロードしてお使いください。

～自主防災組織補助金の手続きの流れ～

購入する物を決め、見積を取ります



交付申請書(様式1号)に、以下の添付書類を付け、市役所4階危機管理課へ提出してください

添付書類

- ・見積書
- ・購入しようとする資機材の物品内容の分かるカタログ等
- ・自主防災組織の規約
- ・役員名簿
- ・組織図
- ・今年度の活動計画書

※年度当初に提出済みの場合は不要



市役所から交付決定通知書(様式2号)が送られてきます



物品を購入する

※この時点では、まだ補助金の交付を受けることはできません！
いったん各自主防災組織様で、購入業者にかかった費用の全額をお支払いください。

実績報告書(様式3号)に以下の添付書類を付け、市役所4階危機管理課へ提出してください



添付書類

- ・領収書(コピー可)
- ・保管場所の位置図
- ・物品の写真(物品が保管されている状態の写真)



市役所から補助金確定通知書(様式4号)が送られてきます

請求書(様式5号)を、市役所4階危機管理課へ提出してください
※申請者と振込口座の名義人が異なる場合は、委任状を添付して提出してください

市役所から補助金が振り込まれます

